

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年3月17日（平成28年（行情）諮問第234号）

答申日：平成28年9月15日（平成28年度（行情）答申第331号）

事件名：特定会社が提出した特定税務署長の承認印がある「印紙税納付計器設置承認・被交付文書納付印押なつ承認申請書」等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる2文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定について、諮問庁が、本件請求文書1につき、新たに別紙2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を追加して特定し、その一部を不開示とすべきとしていることは、妥当であり、また、本件請求文書2につき、これを保有していないとして不開示とすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月4日付け特定記号第266号及び第267号により特定税務署長（以下「処分庁」又は「特定税務署長」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」ともいう。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（意見書及び資料の内容は省略する。）。

（1）審査請求書1

法1条の目的に、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と掲げている。

ア 法5条2号イの不開示事由には該当しない。

（ア）「特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは何かを行政機関の長は、具体的合理的理由とその根拠について示すべきである。当該法人には、流通する保険証券の真偽をたずことは、当該法人には潔白の証明であり利益手段である。

(イ) 本件保険証券、保険料領収証、見積書、基本契約書等は、整合性が欠如し、常識の理解の範ちゅうを超えた杜撰な偽装であって、保険業務に知識希薄で、偽造が判明することをいとわない、偽造命令拒否を心底に潜む特定県職員が不承知ながら偽造したものといえる。したがって当該法人は本件の開示を歓迎するものである。

(ウ) 「当該法人が印紙税納付計器の使用による納付の特例の申請を行った事実の有無を明らかにすることにより（本件存否情報）、税務行政への信頼が損なわれ、法5条6号に規定する税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれがある。」の開示理由は成立しない。特定税務署長有印の「補正の求め」で、当該法人は書式表示による印紙税申告納付と明らかにし、当該法人の保険証券に日本政府承認の印紙税納付計器の納付印は偽造又は不正使用と特定税務署長の証明済みであるが、公益上の利益を斟酌して、重ねて「印紙税納付計器設置承認・被交付文書納付印押なつ承認申請書」を開示する責任が当該署長に存在する。

イ 「印紙税納付計器の納付印」は、収入印紙と同等である。すなわち、国税庁長官が国から収入印紙を発行する権限を与えられたことと同等である。「印紙税納付計器の指定承認の権限」は、「収入印紙を発行する権限」と同等である。

ウ 特定法人Bが開示決定し、開示されたものと同じ保険証券である特定県知事が開示決定し、開示した文書「平成23年度と平成24年度の特定法人Aの特定保険証券の印紙税は書式表示による印紙税申告納付」と、特定税務署長は法律効果がある「補正の求め」で明記している。印紙税法基本通達69条と85条で納付方法の併用は禁止されている。

よって、特定法人Aの特定保険証券の印紙税は、書式表示による印紙税申告納付であり、印紙税納付計器による納付ではない。

エ したがって「国税庁長官に印紙税納付計器の指定承認を受けて、特定税務署長の印紙税納付計器設置承認を受けていない場合、印紙税納付計器の納付印は不正使用」であり、「国税庁長官に印紙税納付計器の指定承認を受けず、特定税務署長の印紙税納付計器の設置承認を受けていない場合、印紙税納付計器の納付印は偽造」となり、印紙犯罪処罰法1条又は2条に該当する。特定県知事及び特定法人B会長が開示決定し、開示された本件保険証券の印紙税納付計器の納付印は、同法1条又は2条に該当する。地方公務員の犯罪（日本政府の承認ある印紙税納付計器の納付印の印影の偽造又は不正使用）を立証する特定税務署が知り得る情報（印紙税納付計器による印紙税納付ではなく、印紙税書式表示による申告納付である補正の

求めに記載)の不開示決定は、同法に該当する犯罪の隠匿及び地方公務員の刑法165条1項・公印偽造、不正使用罪に該当する行為を隠蔽する意図である。したがって、国家公務員・特定税務署の不開示決定処分は、同法104条に該当し、取り消されるべきである。

オ 「特定法人Bが開示決定し、開示された特定法人Aの特定保険証券」と、「特定県知事が開示決定し、開示された特定法人Aの特定保険証券」は、同種類の保険証券である。

特定税務署長に提出した特定法人Aの設置承認申請書に「計器の名称、形型及び計器番号」、「計器の購入先の住所と氏名又は名称」、納付印の「税務署名、記号、番号」等の記載がある。特定税務署は国税庁長官に印紙税納付計器の指定承認を受けた通知書の有無に基づき、印紙税納付計器設置申請の承認の「是か非」を決議する(署長、副署長、統括官、担当者の4人の決議の印鑑)。特定税務署は、上記により「国税庁長官の印紙税納付計器の指定承認を受けた製造者と印紙税納付計器を行使する業者」が特定可能である。

国税庁(組織全体)は、製造者及び印紙税納付計器を行使する業者の偽造又は不正使用の発生を防ぐために、上記の製造者及び印紙税納付計器を行使する業者の特定が可能である。

特定税務署は、その情報の対象文書は国税庁管轄内にて、全情報がコンピュータで容易に掌握可能であり、開示可能なところ、特定税務署の作為的不開示決定は無効である。

マイナンバー制度の時代で、国税庁管轄内の全ての情報の特定ができ、取得は容易に可能である。

カ 不開示決定は刑法に抵触する重大な犯罪であり、そして法に違背する。

(ア) 特定税務署長有印の法律効果がある「補正の求め」を送達時、「特定法人Aの特定保険証券の印紙税は書式表示による印紙税の申告納付である。」との開示請求者への情報提供は、「特定法人Aの印紙税書式表示の申告書」を特定税務署が保有しているとの証明であり、特定法人Aは本件保険証券に印紙税納付計器の使用をしていない。

特定税務署は、「国税庁長官の指定承認された印紙税納付計器による印紙税納付計器の納付印であるか否か」を調査し、印紙犯罪処罰法1条又は2条に該当する印紙税納付計器の行使を摘発する義務がある。

(イ) 日本政府承認の印影ある印紙税納付計器の納付印は公印である。刑法165条公印偽造・不正使用等の罪に該当すると特定税務署長は「補正の求め」にて証明したことにより、本件不開示決定は特定

税務署が刑事事件の証拠隠滅という罪・同法104条に該当する。

特定税務署は刑法を犯すことを回避するために、開示請求者の本件開示請求どおりに開示しなければならない。

(ウ) 法5条2号イの不開示事由には該当しない。

「特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは何かを行政機関の長は、具体的合理的理由とその根拠について示すべきである。当該法人には、流通する保険証券の真偽をたずことは、当該法人には潔白の証明であり利益手段である。

「当該法人が印紙税納付計器の使用による納付の特例の申請を行った事実の有無を明らかにすることにより（本件存否情報）、税務行政への信頼が損なわれ、法5条6号に規定する税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれがある。」の不開示理由は成立しない。

(エ) 本件保険証券の印紙税は、書式表示による申告納付であるにもかかわらず、特定県及び特定法人Bの所有の保険証券にある印紙税納付計器の納付印が流通しているのであるから、法7条の公益上の理由による裁量的開示に該当する。

(オ) 偽造の計器の納付印が流通しているのであるから、法5条2号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、本件保険証券の印紙税は、書式表示による申告納付であるにもかかわらず、印紙税納付計器の納付印が流通しているのであるから、その証明として、特定税務署は「当該印紙税納付計器設置承認・被交付文書納付印押なつ承認申請書」の開示義務がある。

(2) 審査請求書2

法1条の目的に、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と掲げている。

ア 法5条2号イの不開示事由には該当しない。

(ア) 上記(1)ア(ア)と同旨

(イ) 上記(1)ア(イ)と同旨

(ウ) 「当該法人が書式表示による申告及び印紙税納付の特例の申請を行った事実の有無を明らかにすることにより（本件存否情報）、税務行政への信頼が損なわれ、法5条6号に規定する税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれがある。」の不開示理由は成立しない。特定税務署長有印の「補正の求め」で、当該法人は書式表示による印紙税申告納付と明らかにし、当該法人の保険証券に日本政府承認の印紙税納付計器の納付印は偽造又は不正使用と特定税務署長の証明済みであるが、公益上の利益を斟酌して、重ねて「印紙税書式表

示承認申請書」を開示する責任が当該署長に存在する。

イ 上記（１）イと同旨

ウ 上記（１）ウと同旨

エ 上記（１）エと同旨

また、開示するために「補正の求め」を原告に特定税務署長は請求し、原告が補正書を提出している態様において当然本件開示請求は開示されるべきものである。

オ 上記（１）オと同旨

カ 不開示決定は刑法に抵触する重大な犯罪であり、そして法に違背する。

（ア）特定税務署長有印の法律効果がある「補正の求め」を送達時、「特定法人 A の特定保険証券の印紙税は書式表示による印紙税の申告納付である。」との開示請求者への情報提供は、「特定法人 A の印紙税書式表示の申告書」を特定税務署が保有しているとの証明であり、特定法人 A は本件保険証券に印紙税納付計器の使用をしていない。

特定税務署は、印紙犯罪処罰法 1 条又は 2 条に該当する印紙税納付計器の行使を摘発する義務がある。

「平成 23 年度と平成 24 年度に、特定税務署に提出した特定法人 A の印紙税納税申告書（書式表示用）」を特定税務署は開示すべき義務がある。

（イ）日本政府承認の印影ある印紙税納付計器の納付印は公印である。刑法 165 条公印偽造・不正使用等の罪に該当すると特定税務署長は「補正の求め」にて証明したことにより、本件不開示決定は特定税務署長が刑事事件の証拠隠滅という罪・同法 104 条に該当する。

特定税務署長は刑法を犯すことを回避するために、「補正の求め」のとおり、「平成 23 年度と平成 24 年度に、特定税務署に提出した特定法人 A の印紙税納税申告書（書式表示用）」を開示しなければならない。

（ウ）法 5 条 2 号イの不開示事由には該当しない。

「特定法人 A の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは何かを行政機関の長は、具体的合理的理由とその根拠について示すべきである。当該法人には、流通する保険証券の真偽をたずことは、当該法人には潔白の証明であり利益手段である。

「当該法人が書式表示による申告及び印紙税納付の特例の申請を行った事実の有無を明らかにすることにより（本件存否情報）、税務行政への信頼が損なわれ、法 5 条 6 号に規定する税務行政の適

正な遂行に支障を来すおそれがある。」の不開示理由は成立しない。
(エ) 上記(1)カ(エ)と同旨

(オ) 偽造の計器の納付印が流通しているのであるから、法5条2号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、本件保険証券の印紙税は、書式表示による申告納付であるにもかかわらず、印紙税納付計器の納付印が流通しているのであるから、その証明として、特定税務署は「当該印紙税書式表示承認申請書」の開示義務がある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の併合及び諮問について

原処分1及び原処分2に係る2件の審査請求は、いずれも印紙税の納付の特例に関する行政文書の開示請求に対してなされたものであることから、当該2件の審査請求を併合し、諮問を行う。

2 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長(処分庁)に対して本件請求文書1及び本件請求文書2の開示を求めるものである。

これに対し、処分庁は、平成27年11月4日付け特定記号第266号により、本件請求文書1の有無を答えることにより、特定の法人が印紙税納付計器(以下、第3においては「納付計器」という。)の使用による納付の特例の申請を行った事実の有無を明らかにすることになり、法5条2号イに規定する当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること及び特定の法人が納付計器の使用による納付の特例の申請を行った事実の有無を開示することにより、税務行政への信頼が損なわれ、法5条6号柱書きに規定する税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由として、法8条の規定に基づき、本件請求文書1の存否を明らかにせずに開示請求を拒否する旨の不開示決定(原処分1)を行った。

また、処分庁は、平成27年11月4日付け特定記号第267号により、本件請求文書2の有無を答えることにより、特定の法人が書式表示による申告及び納付の特例の申請を行った事実の有無を明らかにすることになり、法5条2号イに規定する当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること並びに特定の法人が書式表示による申告及び納付の特例の申請を行った事実の有無を明らかにすることにより、税務行政への信頼が損なわれ、法5条6号柱書きに規定する税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由として、法8条の規定に基づき、本件請求文書2の存否を明らかにせずに開示請求を拒否する旨の不開示決定(原処分2)を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分1及び原処分2の取消しを求めている

ることから、以下、原処分1及び原処分2の妥当性について検討する。

3 原処分1及び原処分2の妥当性について

(1) 納付計器の設置及び書式表示の各承認申請手続等については次のとおりである。

ア 印紙税法は、課税文書の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務があると規定している（印紙税法3条1項）。

印紙税の納付方法は、課税文書に収入印紙を貼り付けて納付することを原則としているが（印紙税法8条1項）、納付方法の特例として、納付計器の使用による納付（同法10条1項、2項）、書式表示による納付（同法11条1項）などが定められており、いずれの方法によるかは印紙税の納税義務者（課税文書の作成者）の選択に委ねられている。

そして、上記納付方法の特例の適用に当たっては、納税義務者が所轄税務署長に「印紙税納付計器設置承認・被交付文書納付印押なつ承認申請書」又は「印紙税書式表示承認申請書」を提出し、承認を受けることが必要とされている（印紙税法施行令8条1項、3項、10条1項）。

イ 税務署長が申請を承認する場合は、上記各申請書の下段に税務署長の記名押印を行うなどして1通を申請者に返送し、不承認とする場合は、別途、不承認の通知書を作成して申請者に送付し、提出された申請書は返送しない。

ウ 原則として納付計器の設置の申請について不承認とする場合は、申請者が過去2年以内に承認取消しを受けた場合、申請者が印紙税法違反により告発された者である場合、その他印紙税の保全上不相当と認められる場合とされている（印紙税法基本通達70条）。

また、原則として書式表示の申請について不承認とする場合は、申請者が過去1年以内に承認取消しを受けた場合、申請者が印紙税法違反により告発された者である場合、その他印紙税の保全上不相当と認められる場合等が定められている（印紙税法基本通達84条）。

(2) 以上を踏まえて検討すると、本件請求文書1又は本件請求文書2が存在しない場合には、①特定法人Aが納付計器の設置の申請又は書式表示の申請を行ったにもかかわらず、上記(1)ウの事由が存することにより不承認とされた場合のほかに、②そもそも同法人が申請を行っていない場合があり、仮に、本件請求文書1又は本件請求文書2が存在しないと答えたとしても、その理由が①又は②のいずれであるかまでは明らかとならない。

したがって、本件請求文書1又は本件請求文書2の存否を答えることによって明らかとなる情報は、「特定法人Aが「印紙税納付計器設置承

認・被交付文書納付印押なつ承認申請書」又は「印紙税書式表示承認申請書」を特定税務署長に提出して同税務署長の承認を受けた事実の有無」（以下「本件存否情報」という。）にとどまるものと認められる。

そうすると、上記事実が存在する場合は、特定法人Aが納付計器の設置の承認又は書式表示の承認を受けたこととなるが、これを公にしても同法人に何らかの不利益があるとは考え難く、逆に、上記事実が存在しない場合であっても、税務署長の承認を受けた事実がないことを示すにとどまり、不承認とされた事実の有無までは明らかとならないのであるから、本件存否情報を公にしても、同法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、本件存否情報は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当しないことから、処分庁は、本件請求文書1及び本件請求文書2の存否を明らかにすべきである。

4 本件請求文書1及び本件請求文書2の開示等の判断について

(1) 本件請求文書1について

ア 諮問庁職員をして処分庁に確認したところ、特定法人Aが特定税務署に提出した特定税務署長の承認印がある「印紙税納付計器設置承認・被交付文書納付印押なつ承認申請書」を保有している事実が認められた。当該申請書には、申請の目的は記載されていないものの、本件開示請求日現在において、特定法人Aから特定税務署に提出された「印紙税納付計器設置承認・被交付文書納付印押なつ承認申請書」が1件であることから、当該申請書を対象文書として特定すべきである。

イ 当該申請書を見分したところ、別紙3に掲げる部分については、下記(ア)及び(イ)のとおり不開示情報に該当することから不開示とし、その余の部分については不開示情報に該当するとは認められないことから開示すべきである。

(ア) 特定法人Aの代表者の印影について

当該印影は、これを公にすることにより、印影が偽造されるなど、特定法人Aの正当な利益が害されるおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 「電話番号」欄について

当該電話番号は、公にされているとは認められず、これを公にすることにより、特定法人Aの正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

(2) 本件請求文書2について

諮問庁職員をして処分庁に確認したところ、本件請求文書2の保有は認められなかった。したがって、本件請求文書2については、処分庁に

において保有していないとして不開示決定をすべきである。

5 結論

以上のことから、諮問庁としては、原処分1を取り消し、本件請求文書1について、別紙3に掲げる部分を除く部分を開示する決定を行い、原処分2については不存在として不開示決定の理由の変更を行うことが妥当である。

第4 調査審議の過程

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年3月17日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③同年4月11日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ④同年9月1日 審議
- ⑤同月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件請求文書等について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書1及び本件請求文書2（本件請求文書）につき、いずれもその存否を答えるだけで、法5条2号イ及び6号柱書きの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

諮問庁は、原処分1については、これを取り消し、本件請求文書1について、本件対象文書を特定した上、別紙3に掲げる部分を除く部分を開示する決定を行うことが妥当とし、また、原処分2については、本件請求文書2は不存在であるとして不開示決定の理由の変更を行うことが妥当としている。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているところ、審査請求書及び意見書の記載からすると、結局のところ本件請求文書の全部を開示するよう求めていると解することができるから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び別紙3に掲げる部分の不開示情報該当性並びに本件請求文書2の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の特定について

諮問庁に対し、諮問庁が本件開示請求の対象文書として特定すべきとする文書（本件対象文書）の提出を求め、確認したところ、当該文書は、特定法人Aが特定税務署に提出した特定税務署長の承認印のある「印紙税納付計器設置承認・被交付文書納付印押なつ承認申請書」であると認められた。

開示請求者（審査請求人）が開示を求めた本件請求文書1では、「特定法人Aが特定法人Bの特定保険証券に印紙税納付計器を行使するために」

との文言が付されているが、諮問庁は、上記第3の4(1)アのとおり、「申請の目的は記載されていないものの、本件開示請求日現在において、特定法人Aから特定税務署に提出された「印紙税納付計器設置承認・被交付文書納付印押なつ承認申請書」が1件であることから、当該申請書を対象文書として特定すべき」と説明しており、また、本件対象文書の外に、本件請求文書1に該当する文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、当該申請書を本件対象文書として特定すべきとしていることは適切であると認められる。

3 別紙3に掲げる部分の不開示情報該当性について

(1) 特定法人Aの代表者の印影について

当該部分を確認したところ、当該部分には、特定法人Aが特定税務署長に対し「印紙税納付計器設置承認・被交付文書納付印押なつ承認申請書」を提出するに当たり押印した特定法人Aの代表者の印影が表示されており、当該印影は、これを使用して作成・提出された文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、その形状が一般に公にされているとは認められない。

したがって、当該部分が公にされると、偽造・悪用されるなどして、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、法5条2号イに規定する不開示情報に該当し、不開示とすべきである。

(2) 「電話番号」欄について

当該部分を確認したところ、当該部分には、特定法人Aの電話番号の一つが記載されているものと認められる。

諮問庁は、理由説明書(上記第3の4(1)イ(イ))において、当該電話番号は公にされているとは認められない旨を説明しているので、当審査会事務局職員をして特定法人Aのウェブサイト等を確認させたところ、これが一般に公にされているとは見受けられず、その他これが公にされていることをうかがわせる事情も見当たらないため、これを公にすると、第三者が当該法人に対して本来の目的以外の電話をかけたりするなどすることで業務に支障が生じるおそれを否定できないことから、当該部分は、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、法5条2号イに規定する不開示情報に該当し、不開示とすべきである。

(3) なお、別紙3に掲げる部分について、法5条2号ただし書該当性を検討すると、当該部分を公にすることが、これを公にしないことにより保護される利益を上回ると認めるに足りる事情は認められない。

4 本件請求文書2の保有の有無について

(1) 印紙税書式表示による申告及び納付の特例等の内容並びに本件請求文

書2の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 印紙税の納付方法は、課税文書に収入印紙を貼り付けて納付することを原則としているが（印紙税法8条1項）、納付方法の特例として、印紙税納付計器の使用による納付（同法10条1項、2項）、書式表示による申告及び納付（同法11条1項）などが定められており、いずれの納付方法によるかは、一定の条件の下、印紙税の納税義務者（課税文書の作成者）の選択に委ねられている。

そして、上記納付方法の特例の適用に当たっては、納税義務者が所轄税務署長に「印紙税納付計器設置承認・被交付文書納付印押なつ承認申請書」又は「印紙税書式表示承認申請書」を提出し、承認を得ることが必要とされている（印紙税法施行令8条1項、3項、10条1項）。

イ 様式又は形式が同一の課税文書については、書式表示による申告及び納付と他の納付方法とは併用できない（印紙税法基本通達85条）こととされているところ、審査請求人が意見書に添付した、特定法人Bから開示を受けた特定法人Aと特定法人Bとの間の特定保険契約に係る特定保険証券には、印紙税法施行規則別表第5に規定する書式表示の書式は表示されておらず、印紙税納付計器による納付印の押なつが認められることから、特定法人Aは、特定保険証券に係る印紙税の納付につき、書式表示による申告及び納付を行っていないものと認められ、現に、下記ウのとおり、特定税務署において本件請求文書2を保有していない。

ウ 審査請求を受けた際に、特定税務署に提出のあった印紙税書式表示承認申請書が編てつされることとされているファイル等を処分庁に探索させ、本件請求文書2の保有の有無を確認したが、その保有は認められなかった。

(2) そこで、印紙税法等を確認したところ、印紙税書式表示による申告及び納付の特例の申請手続等及び印紙税の納付方法の併用禁止の取扱いは、諮問庁の上記(1)ア及びイの説明のとおりであり、本件請求文書2を保有していないとする諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえない。また、諮問庁が実施したとする上記(1)ウの本件請求文書2の探索も不十分とはいえない。

そして、審査請求人は、特定法人Aの特定保険証券の印紙税は、書式表示による申告納付であり、印紙税納付計器による納付ではない旨を主張し、ひいては、特定保険証券に押印された印紙税納付計器の印影は偽造である旨を主張しているようであるが、上記(1)イの特定保険証券を見ても、これが偽造されたものであるとはうかがわれず、本件請求文

書2を保有していないとする諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって、特定税務署において本件請求文書2を保有しているとは認められない。

5 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、本件存否情報につき、法7条による裁量的開示を求めているようであるが、諮問庁は、上記第3の5のとおり、本件請求文書につき、一部開示決定及び不存在を理由とする変更決定をすべきとしていることから、審査請求人の主張に理由はない。
- (2) 審査請求人は、処分庁が、特定法人Aの特定保険証券の印紙税は書式表示による印紙税申告納付であると「補正の求め」で明記していると主張していることから、諮問庁から関係する文書の提出を受け、確認したところ、当該補正の求めは、審査請求人が別件開示請求書に記載した請求する行政文書の名称等につき、処分庁が行政文書の特定に当たって法4条2項に基づき行ったものであるから、その内容は、特定法人Aの特定保険証券の印紙税が書式表示による印紙税申告納付であることを明記したものではないことは明らかであり、審査請求人の主張に理由はない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定について、諮問庁が、本件請求文書1につき、新たに本件対象文書を追加して特定し、その一部を同条2号イに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、不開示とすべきとしている部分は同号イに該当すると認められるので、妥当であり、また、本件請求文書2につき、これを保有していないとして不開示とすべきとしていることについては、特定税務署において本件請求文書2を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1

- 1 特定法人 A が特定法人 B の特定保険証券に印紙税納付計器を行使するために、特定税務署に提出した特定税務署長の承認印がある「印紙税納付計器設置承認・被交付文書納付印押なつ承認申請書」
- 2 特定法人 A が特定法人 B の特定保険証券のために、特定税務署に提出した特定税務署長の承認印がある「印紙税書式表示承認申請書」

別紙 2

印紙税納付計器設置承認・被交付文書納付印押なつ承認申請書

別紙 3

- 1 特定法人Aの代表者の印影
- 2 「電話番号」欄